逗子市 -Press Release-

2021年12月23日 逗子市

子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て 世帯への臨時特別給付金)について 全額現金での支給を年内に開始します。

国の実施する子育で世帯への臨時特別給付金について、逗子市では、全額現金により年内に支給を開始します。

●支給時期

- 1 逗子市から令和3年9月分の児童手当(本則給付)の支給を受けている方
 - ・児童手当を支給している金融機関の口座に、次のとおり振り込みます。 先行分(一人当たり5万円) 令和3年12月24日(金) 追加分(一人当たり5万円) 令和3年12月27日(月)
- 2 令和3年9月30日現在で高校生等の児童のみを監護する方、公務員の方など
 - ・令和4年1月以降、申請を受け、1回の申請で一人当たり10万円を指定口座へ振り 込みます。
- *2の方の申請用紙等は、準備が整い次第、逗子市ホームページに掲載します。

本件に関するお問い合わせ先:

教育部子育て支援課 島貫・坂本 電話:046-873-1111 内線535